二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和三年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条、第九四条及び第一一七条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和三年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条、第四条及び第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和三年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（総務省）

1　令和三年度における恩給改定率を〇・九八六とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和三年度における改定率は、〇・九八六とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）及び関係政令について、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条及び第五条関係）

2　令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）について、令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第四条関係）

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和三年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第一条関係）

2　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二七年政令第三四七号）について、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一一四号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

3　令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第三条関係）

4　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第七十五号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十六人」を「六十七人」に改め、同項ただし書中「四十七人」を「四十五人」に改める。

第八条第三項中「八十九人」を「九十一人」に改める。

附則第二項中「一人は、」を「、一人は」に改め、「まで」の下に「、他の一人は令和八年三月三十一日まで」を加える。

附則第四項中「六十六人」を「六十七人」に、「七十五人」を「七十六人」に、「四十七人」を「四十五人」に、「五十六人」を「五十四人」に改める。

附則第六項中「八十九人」を「九十一人」に、「八十八人」を「九十人」に改める。

附則第七項中「八十九人」を「九十一人」に、「百一人」を「百三人」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第七十六号

公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。